

「気象業務 150 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー」  
使用要領

令和 6 年 7 月 17 日  
気 象 庁

(目的)

第 1 条 この要領は、気象庁（施設等機関及び地方支分部局を含む）以外の者が「気象業務 150 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー」（以下「ロゴ等」という。）を適正に使用するにあたり必要な事項を定め、もって気象業務の発展及び国民の理解促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領においてロゴ等は、別記に掲げる図柄（モノクロを含む）及び標語をいう。

(ロゴ等に関する権利)

第 3 条 ロゴ等に関する一切の権利は、気象庁に帰属する。

(使用料)

第 4 条 ロゴ等の使用料は、無償とする。

(使用期間)

第 5 条 ロゴ等の使用期間は、原則として令和 8 年 5 月 31 日までとする。ただし、報道発表資料等、使用した年月日等を明示し、かつ、一般周知に利用した資料等については、使用期間終了後もロゴ等を削除する必要はない。

(ガイドライン)

第 6 条 ロゴ等のデザインは、別記ガイドラインに定めるものとし、ガイドラインに記載された以外での使用は不可とする。

(使用条件)

第 7 条 原則、営利目的での利用は禁止する。ただし、使用予定者により、営利を主目的としない利用であることが、気象庁に対して根拠を含め明確に示され、かつ、ロゴ等を主たる価値としない形式で利用する場合、物品の製作またはサービス等の提供を行う利用を認めることがある。

2 ロゴ等の使用目的は、気象業務の発展及び国民の理解促進のためのものに限る。

(使用の届出)

第8条 ロゴ等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次条を遵守の上、事前に気象業務 150 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用届出書（別記第1号様式）に記入の上、気象庁に届け出るものとする。

- 2 気象庁は、前項の規定による届出について、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 気象庁は、前項の規定による届出について、前条の規定により拒否することができる。
- 4 第1項の規定に関わらず、報道機関が報道又は広報の目的で使用するときは、気象庁への届出を要しない。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 気象業務の取組に寄与する目的に利用すること。
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (3) 気象庁及び気象業務の信用又は品位を傷つけないこと。
- (4) 商標権、意匠権等の一切の知的財産権の申請をしないこと。
- (5) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。
- (6) 第6条に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。
- (7) 前条で届け出た内容のみにより使用すること。

(使用中止及び使用禁止)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項に該当する場合に、直ちにロゴ等の使用を中止するものとする。

- (1) 法令に違反したとき。
- (2) 第三者の知的財産権を侵害したとき。
- 2 気象庁は、使用者による利用に関し、本使用要領に反していると判断した場合、またはその他利用が不適切と判断した場合、ロゴ等の使用を禁止することができる。
- 3 気象庁は、前項の規定により、ロゴ等の使用を禁止するときは、気象業務 150 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用禁止通知書（別記第2号様式）により、使用者に通知するものとする。
- 4 気象庁は前項の規定による使用禁止により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(届出内容の変更)

第11条 使用者は、届出を行ったロゴ等の使用内容を変更しようとするときは、都度、第8条に基づく使用届出書に記入の上、気象庁に届け出るものとする。

(責任の制限)

第12条 ロゴ等の使用方法及びそれに付随する一切の事項についての責任は使用者が追うものとし、ロゴ等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、気象庁は責任の一切を負わないものとする。

(その他)

第13条 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、気象庁ホームページ等で告知する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年7月17日から施行する。

別記

1. 気象業務 150 周年記念ロゴマーク



2. 気象業務 150 周年記念キャッチコピー  
歩み続けて 150 年 防ぐ災害・守る未来

3. ガイドライン

(1) ロゴマーク カラー



C:100 M:60 Y:0 K:0  
#0066ff



C:100 M:100 Y:0 K:0  
#0000ff

(2) ロゴマーク グレースケール

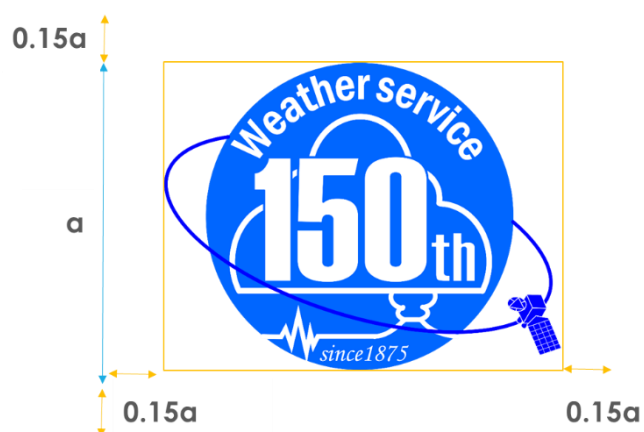


C:0 M:0 Y:0 K:50  
#7d7d7d



C:0 M:0 Y:0 K:78  
#363636

(3) アイソレーション等



最小表記10mm

(4) キャッチコピー

歩み続けて150年 防ぐ災害・守る未来

半角数字 全角アキ

全角ナカグロ

歩み続けて150年

防ぐ災害・守る未来

- ・フォントの指定はありません
- ・視認性を担保できるサイズでご使用ください

(5) 禁止事項

- ・ロゴマークを指定した以外の色に変更すること
- ・ロゴマークの書体を変えること
- ・フチを囲うこと
- ・他要素やマークを上重ねること
- ・アイソレーションを守らず装飾すること
- ・柄の上に表示すること
- ・変形すること
- ・シャドウをつけること

(6) 届出先及び問い合わせ先

気象庁総務部総務課広報室

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

電話：(代)03-6758-3900 (内線：2183)

第1号様式（第8条第1項）

気象業務 150 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー  
使用届出書

年 月 日

気象庁長官 宛

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

気象業務 150 周年記念（ロゴマーク・キャッチコピー・ロゴマーク及びキャッチコピー）を使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用対象物品又はサービス	※例：名刺、報道発表資料、研修用資料
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	

<連絡先>

組織名（個人の場合は「個人」と記載）：

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

<添付書類>

- 1 使用イメージがわかるもの
- 2 会社概要（申込者が法人の場合のみ）

「気象業務 150 周年記念ロゴマーク・キャッチコピー」使用要領のとおり使用することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

第2号様式（第10条第3項）

## 気象業務150周年記念ロゴマーク・キャッチコピー使用禁止通知書

●●●● 様

気象庁長官  
(公印省略)

○年○月○日付けで届出があった、下記物品又はサービスに係る気象業務150周年記念ロゴマーク・キャッチコピーの使用については、○年○月○日付けで使用禁止とします。

### 記

禁止対象物品又はサービス	※例：名刺、報道発表資料、研修用資料
禁止の理由	